

第4章 QA集

(2019年11月版)

No	表題	質問	回答
1	手続き	<p>適合性判定において、評価対象となる設備の設置がないため手続きのみが必要（計算は生じない）となる計画について、工事途中でテナントが決定するなどして、計算の必要が生じた場合、必要な手続きは以下のいずれになるか。</p> <p>ただし、用途等その他の変更はないものとする。</p> <p>①計画の根本的な変更該当するため、当該工事着手までに計画変更手続きを行う。</p> <p>②計画の根本的な変更該当しないため、ルートCの手続きを行う。</p> <p>以下「計画の根本的な変更」（P37参照）</p> <p>(1) 建築物の用途の変更</p> <p>(2) 計算方法（モデル建物法／標準入力法）の変更</p> <p>(3) モデル建物法を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物（モデル建物）の変更</p>	<p>①です。用途の変更等がない場合であっても、評価対象となる設備が設置され、新たに計算する必要が生じた場合は計画の根本的な変更該当するものとし、計画変更の手続きが必要になります。</p>
2	手続き	<p>適合性判定を受けた学校校舎（床面積が3000㎡）の建築の工事中に、当該建築物の増床（4000㎡の増床で合計7000㎡になる。）の変更を行う場合、建築基準法上は計画変更の手続きを要するものであっても、計画の根本的な変更該当しない限り、建築物省エネ法第12条第2項の計画の変更とはならず、同法施行規則第3条に規定する軽微な変更になると考えてよいか。また、モデル建物法による評価又は標準入力法による評価とも同じと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。また、モデル建物法による評価又は標準入力法による評価とも同じとなります。</p> <p>この時、完了検査時において増床部分を含めて省エネ基準への適合（この場合はルートC）が求められるため、計画の変更の時点で申請者は、省エネ基準に適合をしていることの確認を行う必要があります。</p>
3	手続き	<p>完了検査の申請において、ルートCの場合、省エネ判定機関等による軽微変更該当証明書が必要であるが、ルートA、ルートBに係る軽微な変更の確認は建築主事等が行うのか。</p>	<p>ルートA、ルートBの判断は、建築主事等が行うこととなります。</p> <p>建築基準法施行規則第3条の2に基づき、建築物省エネ法に係る軽微な変更説明書の内容が、ルートA、ルートBに該当することの確認を行うこととなります。</p>
4	計画変更 ・ 軽微変更	<p>複合用途建築物について、建築基準法上の用途の変更があり、一部の用途がなくなる場合で、これに伴いモデル建物の一部が無くなる場合も「計画の根本的な変更」に該当するということがよいか。（例えば、物品販売業と飲食店の用途であったものが、テナントの決定により物品販売業のみになる場合等）</p>	<p>複合用途建築物について、新たに用途が増えない場合（例のように、建築基準法上の一部の用途がなくなる変更やこれに伴い、モデル建物法のモデル建物の一部がなくなる変更）は、建築物省エネ法上の「計画の根本的な変更」に該当しません。</p>

No	表題	質問	回答
5	計画変更・ 軽微変更	<p>確認申請上、建築物の用途の変更が生じた場合は「根本的な変更」として、省エネ適合性判定の計画変更が必要とされているが、以下①②それぞれの場合はいかがか。ただし、いずれも用途の変更以外の変更はないものとする。</p> <p>①用途コードが同じ用途間の用途の変更（例：08456 理髪店⇒08456 クリーニング取次店）</p> <p>②用途コードが異なるが、モデル建物が同じとなる変更 （例：08470 事務所⇒08458 サービス店舗（いずれも事務所モデル））</p>	<p>①②いずれの場合においても、用途の変更以外の変更がない場合は、省エネ適合性判定の計画変更は不要です。</p>
6	軽微変更	<p>例えばトイレの機械換気設備の電動機出力が13Wで計算していたものが現場で15Wのものが設置されていた場合、ルートB又はルートCの手続きは不要と考えて良いか。</p>	<p>省エネ計画書（添付されている設計図書や省エネ計算書等）に変更が生じる場合は、軽微な変更の手続きが必要です。</p>
7	軽微変更	<p>設備の設置台数や仕様の変更が生じるが、明らかに計算に影響のない場合、軽微な変更の手続きは必要でしょうか。 例：洗面・手洗いに設置される給湯器が1機種のみ複数台であり、台数が増加する変更があるが、洗面・手洗いの給湯器の平均効率に変更とならない場合</p>	<p>貴見のとおりです。計算が変更にならない場合でも、図面が変更となるため、手続きが必要になります。</p>
8	ルートA	<p>照明設備の消費電力について、35Wから34Wへの器具に変更した場合も建築物省エネ法に係る軽微な変更該当するのかわか。</p>	<p>照明器具の台数に変更が無く、消費電力のみ低下する場合は軽微な変更のルートAに該当します。</p>
9	ルートA	<p>節湯器具の自動給湯栓への変更等、省エネ性能が向上することが明らかな場合、ルートAの手続きは不要と考えて良いか。</p>	<p>省エネ計画書（添付されている設計図書や省エネ計算書等）に変更が生じる場合は、省エネ性能を向上させる変更であっても、ルートAの変更手続きが必要となります。</p>
10	ルートA	<p>P34 ルートAの記載例について、COPの変更と記載されているが、変更内容に係る概要の記載はCOP以外でもいいのか。</p>	<p>マニュアルでは「③設備機器の効率向上」の該当性が分る記載として、変更になる空調機のCOPを例示していますが、これ以外でも該当性がわかる変更内容であれば問題ありません。</p>
11	ルートB	<p>ルートBについては、省エネ性能が1割以内に収まるものとして、空気調和設備等ごとに許容幅等が規定されているが、複数の設備で変更がある場合も用いることが可能か。</p>	<p>貴見の通りです。なお、空気調和設備、機械換気設備、太陽光発電設備については、それぞれ（イ）又は（ロ）のいずれかの適用に限られます。</p>

No	表題	質問	回答
12	ルート B	ルート B のイ空気調和設備（イ）に記載されている「外壁」とは、「外壁、屋根、天井又は外気に接する床のそれぞれ」と解して良いか。	貴見の通りです。
13	ルート B	ルート B のイ空気調和設備（ロ）「熱源機器の平均効率の 10%を越えない低下」とは、暖房と冷房を合わせて考えてよいか。	冷房及び暖房の熱源効率が 10%を超えない低下となります。
14	ルート B	基準省令附則第 3 条適用建築物（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の非住宅部分）においてルート B の「一定以上のエネルギー消費性能を有する」とは $BEI \leq 0.99$ と判断してよいか。	貴見のとおりです。
15	ルート B	空機調和設備の計算対象となる機器において、性能が向上するものと低下するものがあった場合、全てまとめたものが、ルート B の範囲内であれば良いのか。	貴見の通りです。 ルート B において、性能が向上するものと低下するものが混在する場合は、分けて考えるのではなく、全てまとめて判断をします。ルート B は、各設備ごとに一定のエネルギー消費性能を低下させる変更条件に該当し、かつ、それ以外の事項はエネルギー消費性能が低下しない変更（変更無又は性能向上になる変更）となります。
16	ルート B	軽微変更ルート B の適用可否を判断する変更前の BEI について、省エネ基準を 1 割以上上回ることを確認するが、モデル建物法を適用した複数用途建築物の場合、建物全体で考えるのか。若しくはモデル建物ごとに考えるのか。また、設備ごとの増加率・低下率の確認は、どのように行なえばよいか	モデル建物ごとではなく、建物全体で省エネ基準を 1 割以上上回るものである場合に限り、モデル建物毎に入力確認シートを使用して適用の可否を判断することになります。結果、全モデルがルート B に該当する場合に限り適用することが可能です。 なお、計画の変更により適用するモデル建物が減少した場合は、建物全体の BEI に与える影響が不明であるため、ルート B を適用することはできず、ルート C となります。
17	ルート B	ルート B の各設備の範囲については、標準入力法においても適用可能か。	ルート B の各項目はモデル建物法を前提に考えられているため、標準入力法においては確認することが難しい項目が存在します。また、モデル建物法のように容易に判断できるツールが現状整っていないため、当面の間、標準入力法においてルート B の適用は不可となります。

(2019年11月更新QA)

No	表題	質問	回答
18	ルートB	<p>直前の手続きにおいて、一のモデル建物に評価対象となる設備の設置がされない計画について、計画の変更により評価対象となる設備が設置される場合、軽微変更ルートBの適用は可能か。</p> <p>例：空調設備の設置がない計画であったが、空調設備を設置する計画に変更する場合</p>	<p>変更前からの増減の割合を算定することができず、当該変更が建物全体の建築物エネルギー消費性能に与える影響度が不明のため、軽微変更ルートBの適用は不可であり、軽微変更ルートCの適用となります。</p> <p>なお、直前の手続きにおいて、計算を行っていなかった場合は計画変更となります。</p>